



ブロック塀等の除却・建替え等補助金のご案内

大田原市では、地震発生時等におけるブロック塀や組積造の塀(以下「ブロック塀等」という。)の倒壊による被害の軽減を図り、市民の安全を確保するため、ブロック塀等を除却する工事、建替えまたは改修する工事費用の一部について、補助を行います。

◆ 対象となるブロック塀

- 次の要件を満たすブロック塀等
- ・通学路に指定されている道、国道、県道または用途地域内の市道に面しているブロック塀等
 - ・建築基準法施行令に掲げる基準を満たしていないブロック塀等

◆ 補助対象者

- ・ブロック塀等の所有者
- ・国・県・市税に滞納がない方

◆ 補助対象工事

- ・ブロック塀等を除却する工事
- ・除却後に基準に適合したブロック塀等に建替えする工事
- ・基準に適合したブロック塀等に改修する工事

◆ 補助額

- ①除却費用に3分の2を乗じて得た額 **【補助限度額16万円】**
- ②建替えまたは改修費用に3分の2を乗じて得た額 **【補助限度額20万円】**
- ①及び②のいずれにも該当する場合は、それぞれを合算した額 **【補助限度額36万円】**

◆ 安全点検チェック項目

1つでもチェックのつかないものがあれば、市へご相談ください。

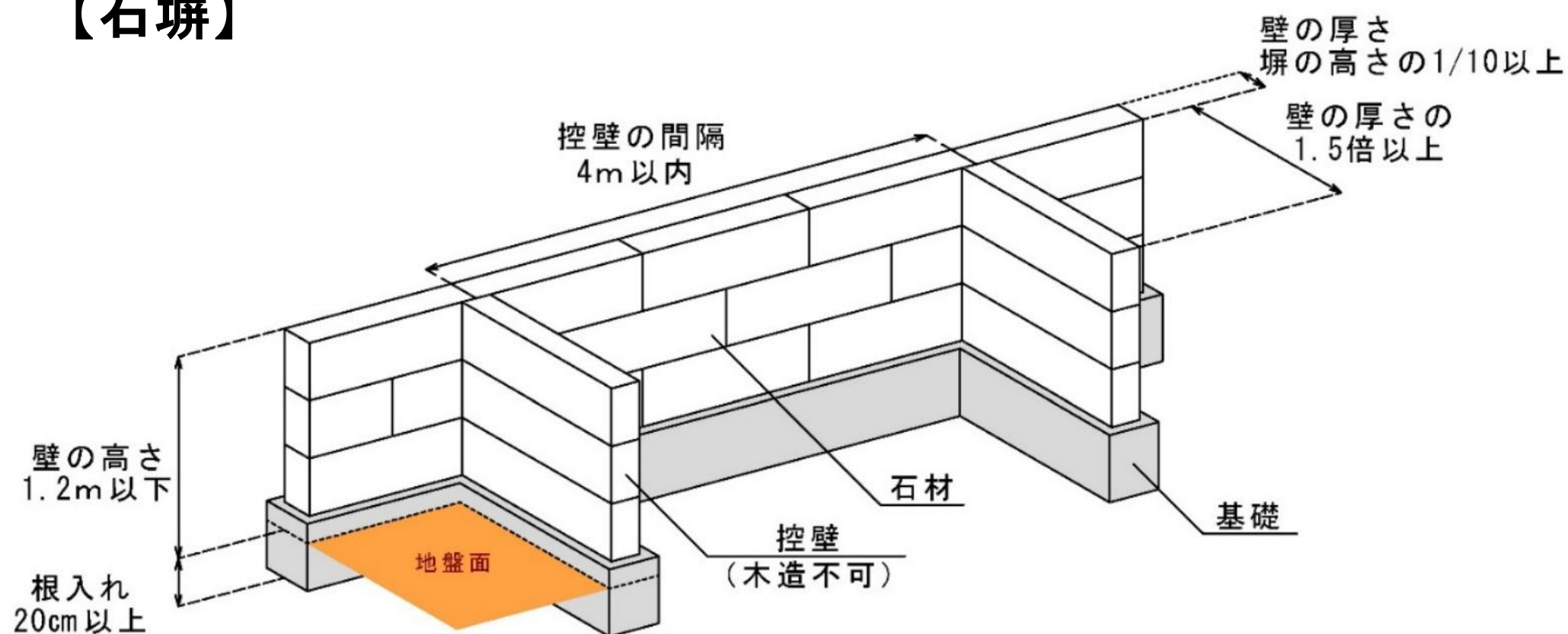
	ブロック塀	組積造
①高さ	☒ 2.2m以下である	☒ 1.2m以下である
②壁の厚さ	☒ 15cm以上ある (高さが2m以下の場合は10cm以上)	☒ 塀の高さの1/10以上ある
③控壁	☒ 塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上出た控壁がある (高さが1.2mを超える場合)	☒ 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上出た控壁がある (厚さが高さの0.15倍未満の場合)
④基礎	☒ 高さ35cm以上、根入れの深さが30cm以上ある (高さが1.2mを超える場合)	☒ 根入れの深さが20cm以上である
⑤鉄筋	☒ 直径9mm以上の鉄筋が80cm以下の間隔で入っている	組積造は鉄筋の基準はありません

※ 申請前にブロック塀等を除却・建替え・改修を行った場合は、補助対象になりませんのでご注意ください。
※ 工事業者は、市内に事務所か事業所がある法人または市内の個人事業者に限定しています。
※ その他詳細は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】大田原市建設部建築住宅課 電話:0287-23-1178

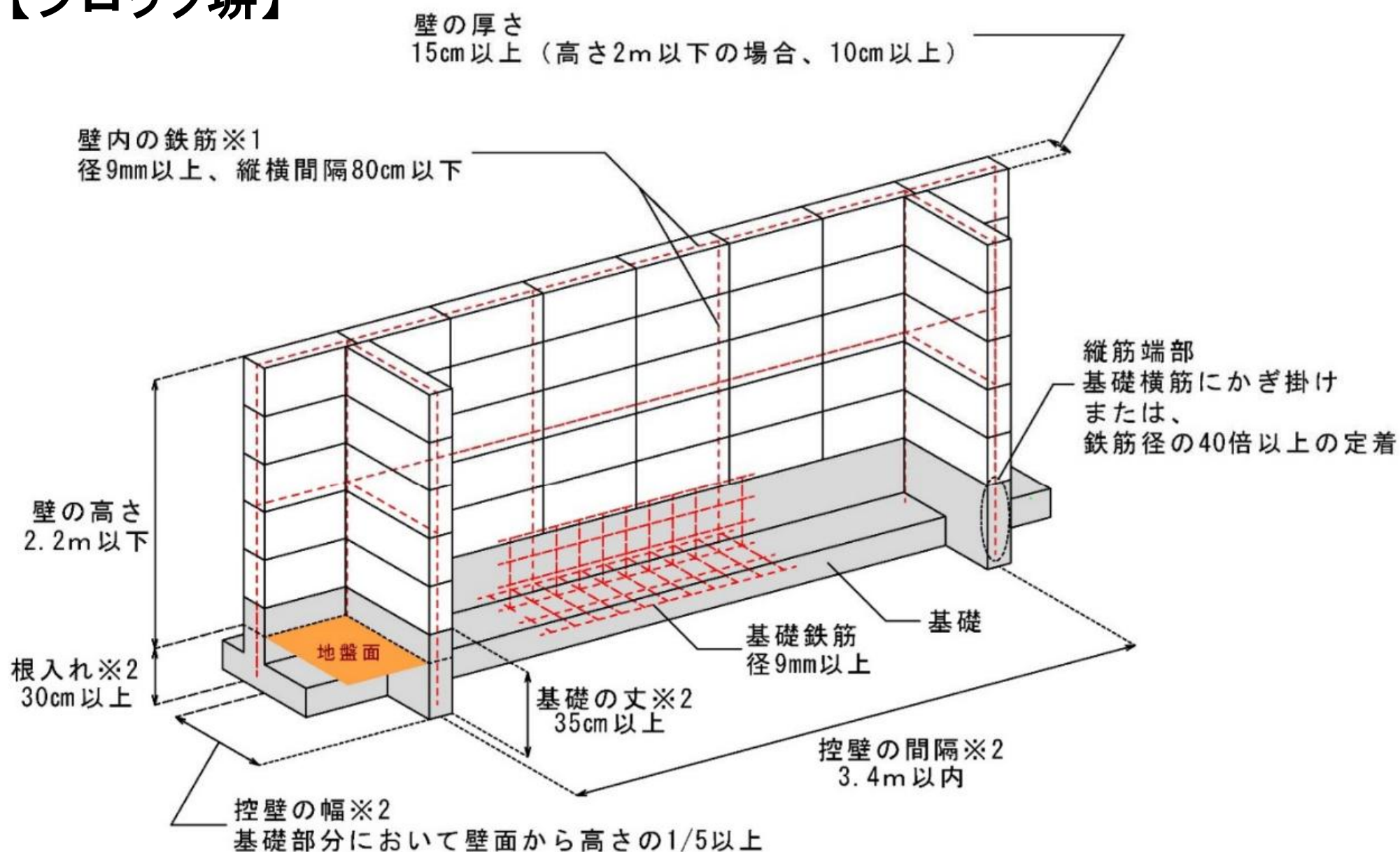
建築基準法における石塀・ブロック塀の基準は、以下のとおりです。

【石塀】



建築基準法施行令第61条による規定内容を図化したものです。なお、国土交通省大臣が定めた構造方法により補強され、かつ、国土交通大臣が定める構造計算により構造耐力上安全であることが確かめられた場合についてはこの限りではありません。

【ブロック塀】



※1 壁内の鉄筋について

- ・縦筋は、壁頂および基礎の横筋にかぎ掛けする。
- ・横筋は、縦筋にかぎ掛けする。
- ・壁頂には横筋を配置する。
- ・壁端部および隅角部には縦筋を配置する。

※2 基礎および控壁について

- ・壁の高さが1.2mを超える場合、摘要となる。

建築基準法施行令第62条の8による規定内容を図化したものです。なお、国土交通大臣が定める構造計算により構造耐力上安全であることが確かめられた場合についてはこの限りではありません。

安全なブロック塀について、詳しく知りたい方は下記のホームページを参考にしてください。

【ブロック塀大事典】(社)全国建築コンクリートブロック工業会ホームページ

<https://www.jcba-jp.com/dictionary/>

